

しらさぎホール等使用料金表

1. 基本使用料

施設名		基本使用料金						冷暖房料						
		午前		午後		夜間								
		AM 9:00~	PM 12:00	PM 1:00~	PM 5:00	PM 6:00~	PM 10:00		午前・午後	午後・夜間	全日			
										1時間 当たり				
ホール	平日	8,500		11,000		15,000		19,500		26,000		34,500	1,000	
	土・日		11,000		14,000		19,500		25,000		33,500			44,500
	休日													
楽屋1			300		400		600		700		1,000		1,300	100
楽屋2			300		400		600		700		1,000		1,300	100
楽屋3			500		600		800		1,100		1,400		1,900	200
楽屋4			1,000		1,100		1,300		2,100		2,400		3,400	300
主催者控え室			300		400		600		700		1,000		1,300	100
シャワー室			500		500		500		1,000		1,000		1,500	—
多目的室			2,500		3,000		5,500		5,500		8,500		11,000	700
研修室(1)			1,000		1,200		2,200		2,200		3,400		4,400	500
研修室(2)			1,000		1,200		2,200		2,200		3,400		4,400	500
研修室(3)			500		700		1,200		1,200		1,900		2,400	200
和室(A) 15帖			1,000		1,200		2,200		2,200		3,400		4,400	400
和室(B) 21帖			1,500		1,700		3,200		3,200		4,900		6,400	500
和室(A+B)			2,500		2,900		5,400		5,400		8,300		10,800	900
まちのギャラリー			300		400		600		700		1,000		1,300	300
屋外ステージ			1,000		1,100		1,300		2,100		2,400		3,400	—

2. 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料金

(入場料を徴収しない場合でも年会費等を徴収している場合は、これに含む。)

入場者1人当たりの徴収額の最高額	商業・宣伝・営業又はこれらに類するもの	その他の場合
無料	基本料金×2倍	基本料金
1,000円以下	基本料金×2倍	基本料金×1.2倍
1,001円以上3,000円以下	基本料金×2.5倍	基本料金×1.5倍
3,001円以上	基本料金×3倍	基本料金×1.8倍

3. 備考

- ① 休日とは、国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日をいう。
- ② 基本料金には、基本的な照明及び音響設備の料金を含む。
- ③ 使用時間超過使用料金は、その時間帯の使用料の20%に相当する額を徴収する。ただし、1時間以内に限る。
- ④ 冷暖房料金は、1時間(1時間に満たない場合は1時間とする。)につき、使用料金に加算する。
- ⑤ 準備若しくは原状回復のため使用する場合又は練習のため舞台のみを使用する場合も、使用料金を徴収する。
- ⑥ 以上の料金には、消費税を含み、10円未満の端数が出たときは切捨てとする。